

議案第 128 号

権利の放棄について（水道料金）

次のとおり権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年12月9日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

記

- 1 権利放棄の内容
水道料金の未収金
- 2 債務者
8人（別添調書のとおり）
- 3 権利放棄する金額
金91,077円
- 4 権利放棄の理由
 - ・相続放棄（調書番号1）
債務者が死亡し、相続人が相続放棄しており、債権を回収できる見込みがないため。
 - ・所在及び財産不明（調書番号2～8）
債務者の所在について調査した結果、官公署に公簿確認等調査を行っても住所（居所）が不明であり、追跡不能により債権を回収できる見込みがないため。

